

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく

道 路 位 置 指 定 基 準

平成30年10月

檀 原 市

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく
道路位置指定に関する指定基準

第1（適用範囲）

この指定基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けるものについて適用する。この場合開発許可制度の適用を受けないものに限る。

第2（道路位置指定基準）

法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定は、次の1から3までに掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市に寄附受納することを前提として申請する場合の道路の幅員その他構造については、1の道路に関する基準にかかわらず樫原市道路管理者が指示する事項に適合しなければならない。

1. 道路に関する基準

道路に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 道路の配置計画等は、樫原市の都市計画等に支障のないものであること。また、既存の公共施設の機能に支障をきたさないように計画されているとともに、新たに道路となることによって隣接する既存建築物等が建蔽率、道路斜線など法の規定に抵触することのないように計画されていること。
- 2) 道路の幅員（有効幅員）は、4.5m以上であること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3) 両端が他の道路に接続したものであること。
- 4) 前号の規定にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下同じ。）とすることができる。
 - ア. 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ウにおいて同じ。）が3.5m以下の場合
 - イ. 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないもの接続している場合
 - ウ. 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに自動車の転回広場

が設けられている場合

エ. 幅員（有効幅員）が 6 m 以上の場合

オ. アからエまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

5) 自動車の転回広場

自動車の転回広場は、道路の中心線から水平距離が 2 m を超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができ、かつ、これらの小型四輪自動車が転回できる形状のものであること。

6) 隅切り

道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（内角が 120 度以上の場合を除く。）には、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分的道路に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

7) 勾配

ア. 縦断勾配は 9 %（地形等により特定行政庁がやむを得ないと認めた場合は、12 %）以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

イ. 適切な値の横断勾配が附されていること。

8) 排水施設

ア. 道路には、道路及びこれに接する敷地内の雨水及び汚水（雑排水を含む。以下同じ。）を排出するため、必要な側溝、下水管その他の排水施設が道路位置指定に関する排水施設設置基準により設けられていること。

イ. 公共下水道（汚水）管を埋設しない場合は、将来当該管を整備するためのスペースを道路内に確保すること。

9) 舗装等

ア. アスファルトコンクリート舗装を標準とし、砂利敷等ぬかるみとならない構造とすること。

イ. 道路構造物として擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県の「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。

10) 境界の明示方法

道路境界線は、側溝、肩石等の連続した堅固なもので明示されていること。

11) 維持管理

築造される道路の維持管理者が定められており、将来にわたって適切に維持管理されるものであること。

2. 敷地に関する基準

建築物の敷地として利用する土地に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 建築物の敷地として利用する土地は、それを利用するうえで安全上及び衛生上支障のないものであること。なお、擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県の「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。
- 2) 雨水及び汚水を排出するため、宅内桝その他の排水施設が設置されていること。
- 3) 一宅地の敷地面積は、100㎡以上であること。
- 4) 指定を受けようとする道路を利用する宅地は、原則として2以上とすること。

3. 関係権利者等の承諾に関する基準

- 1) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者（以下「関係権利者等」という。）の承諾を得ていること。
- 2) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地内又は建築物の敷地として利用する土地内に里道、水路等がある場合は、用途廃止、付け替え、占用等の手続きが完了していること。

第3（申請手続）

1. 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路を築造する前に特定行政庁に道路位置指定申請書を提出し、事前に書類審査を受けなければならない。なお、申請書の添付図書及び部数については別途定める。
2. 特定行政庁は、申請者から道路位置指定申請書の提出があったときは、関係各課の意見を聴くとともに、道路位置指定申請書の書類審査を行い、その結果適正と認められるものについてはその旨を申請者に通知することとし、申請者は当該通知があるまで道路の築造を開始してはならない。
3. 申請者は、道路の築造が完了したときは、道路位置指定に関する築造完了届（様式4号）、工事写真及び完成写真（全景）を特定行政庁に提出し、現場審査を受けなければならない。
4. 申請者は、特定行政庁の現場審査後、速やかに、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書、地籍図及び確定丈量図並びに、申請時より関係権利者等に変動があった場合にはその者の承諾書に印鑑証明書を添えて特定行政庁に提出しなければならない。
5. 特定行政庁は、現場審査の結果、この指定基準に適合していると認められるものについて、その道路の位置を指定し、その旨を公告するとともに申請者に通知することとする。
6. 道路の位置の変更又は廃止を受けようとする者（以下「変更等申請者」という。）は、

道路を変更し、又は廃止する前に道路位置指定変更・廃止申請書を提出し、事前に書類審査を受けなければならない。なお、申請書の添付図書及び部数については別途定める。

7. 特定行政庁は、変更等申請者から道路位置指定変更・廃止申請書の提出があったときは、樫原市道路管理者その他関係機関の意見を聴くとともに、当該申請書の書類審査を行い、その結果適正と認められるものについてはその旨を変更等申請者に通知することとする。

8. 変更等申請者は、道路位置指定変更に係る工事が完了したときは、特定行政庁の現場審査を受けなければならない。

附 則

1. この指定基準は、平成10年4月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この指定基準は、平成14年7月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この指定基準は、平成17年4月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この指定基準は、平成19年6月20日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この指定基準は、平成30年4月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この指定基準は、平成30年10月10日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお従前の例による。